ご契約者の皆様へ

東北自動車共済
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

令和９年１月１日以降始期契約用

自動車共済制度改定のご案内

日頃より東北自動車共済協同組合の自動車共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当組合では、令和９年１月１日に自動車共済制度の改定を行います。
制度改定の概要をご案内いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

東北自動車共済協同組合

１．自動車共済掛金の見直しの概要

近年、事故車両の修理費は高騰しており令和７年に続き令和８年・令和９年もこの傾向が継続する見込みです。令和８に保険会社が適用する指数対応単価（修理工賃の基準）は、大手損保で約7.4％の引上げが公表されており、今後も修理費の上昇が続いていくことはほぼ確実な状況です。

さらに、米国とイランの軍事衝突により物価変動の先行きが不透明となっています。今後も塗装材料や自動車部品などの原材料価格が上昇を続けていくことで修理費のより一層の高騰が見込まれます。これらは自動車共済の収支悪化につながる要因となります。自動車共済においては令和８年１月に掛金の見直しを行いましたが修理費の上昇は想定を上回り、共済金支払の増加により収支状況が悪化しています。このため、共済事業の安定運営を図っていくために以下の種目・特約の基準共済掛金率の引き上げを行います。

なお、ノンフリート等級の進行等を踏まえた実際にご契約者さまにご負担いただく共済掛金への影響は、平均的に約＋4.25％(注)の引き上げになります。

（注）フリート契約については、フリート割引・割増率の変動が影響するため、計算から除外しています。

掛金を引き上げる補償種目・特約

- **対物賠償共済**
- **車両共済（一般車両共済 / 車対車事故・危険限定特約 / 車両全損時諸費用補償）**
- **車両超過修理費用特約**
- **ロードアシスタンス特約**
- **ロードアシスタンス超過費用特約**
- **代車費用特約**

（１）新車割引率の改定

近時における新車のリスク格差を踏まえ、新車割引の割引率を拡大します。

〇新車割引率

	初度登録からの経過月数	対人賠償共済		対物賠償共済		人身傷害・搭乗者傷害		車両共済	
		６等級（S）	６（S）以外	６等級（S）	６（S）以外	６等級（S）	６（S）以外	６等級（S）	６（S）以外
自家用普通 自家用小型	～25ヵ月	34→39	7→14	32→39	11→14	41→41	17→17	31→32	8→8
	26～49ヵ月	30→27	4→8	12→36	4→9	35→35	16→17	22→32	6→8
自家用軽四輪	～25ヵ月	32→31	5→10	28→40	9→17	42→39	18→22	27→33	2→9
	26～49ヵ月	18→26	2→1	14→34	4→12	21→27	15→22	16→33	2→9

（２）記名被共済者別年齢別掛金区分の細分化

従来は年齢区分を「74 歳以下」と「75 歳以上」の２区分としてきましたが、75 歳以上においてもリスク格差が大きくなっており、損害保険会社等ではすでに年齢区分を細かく分けています。こうした状況を踏まえ、リスクをより正確に反映するために年齢区分を２区分から以下の４区分へ細分化します。

○ 69 歳以下　　○ 70 歳～ 74 歳　　○ 75 歳～ 79 歳　　○ 80 歳以上

2．商品の改定と取扱規定の改定

（1）車両新価特約における復旧期間の延長

商品内容の分かりやすさとご契約者さまの利便性向上のため、共済金の支払要件である復旧期間を、車両超過修理費用特約の復旧期間と整合させる形で「６か月以内」に延長します。なお、本特約および車両超過修理費用特約では、復旧期間内に被共済自動車の修理等を行うことを補償の要件としています。

（2）車両超過修理費用特約の補償範囲の拡大

これまでは、被共済自動車の損傷を修理することを補償の要件としていましたが、修理のほか代替自動車を再取得した場合においても本特約の補償対象とします。

（3）ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の宿泊費用補償の上限額拡大

近年、平均宿泊費用が上昇しており、これまでの宿泊費用補償（１万円限度）では自己負担が生じる場合があります。こうした状況を踏まえ、宿泊費用補償の限度額を１万５千円へ引き上げます。

（4）代車費用特約の補償日数の見直し

商品内容のわかりやすさの観点から、代車費用特約における補償日数（限度）を事故時30日、故障時15日に統一します。なお、現行の「代車費用の補償日数に関する特約」は廃止します。

（5）対物超過修理費用特約の自動セット化

対物超過修理費用特約は、事故の相手自動車について、法律上の賠償責任額である時価額を超える修理費用が発生した場合でも、一定の範囲で補償が可能となる特約です。年式の古い車両など、時価額が低く修理費用が時価額を上回りやすい車両に対しても、相手方から時価額超過分の修理費用を求められた際に補償できるため、事故相手方とのトラブル回避や事故解決の円滑化、ご契約者さまの保護の観点から有用な特約です。

このため、本特約を対物賠償共済の契約に自動セットし、事故時におけるご契約者さまの保護の充実を図ります。

3．Web約款の導入

ご契約者さまの利便性の向上と環境保護の一環として、インターネットを利用して当組合ウェブサイトまたは以下の二次元コードからパソコン、スマートフォン等でご覧いただける「Web約款」サービスを導入することといたしました。当組合では上記の観点から Web約款を推奨しております。

【Web約款のメリット】

1．環境貢献（紙の使用量削減、自然保護等）につながります
2．いつでもパソコンやスマートフォンなどで閲覧できます
3．文字を拡大して閲覧ができます
4．キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます
5．冊子のように紙での保管は不要です（パソコン上に保存することや、紙で印刷することもできます）

東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目９番15号
TEL 022-264-1188　FAX 022-264-1166
https://www.tohokujikyo.jp/

車両入替等が発生した場合　0120-88-6250（パパ ムジコ）　事故が発生した場合　0120-24-6250（24時間 ムジコ）

■このリーフレットは、自動車共済掛金改定の概要を説明したものです。詳しくは、共済代理所または当組合へお問い合わせください。

●お問い合わせ先

（TJK(業)01　2026. 9)－02